

平成18年度

指定管理者制度導入施設における  
指定管理者の評価表

越 谷 市



# 目 次

指定管理者制度導入施設一覧.....	1
指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について.....	2
1 越谷市中央市民会館.....	3
2 越谷市北部市民会館.....	5
3 越谷市赤山交流館.....	7
4 越谷市大沢北交流館.....	9
5 越谷市蒲生交流館.....	11
6 越谷市南部交流館.....	13
7 越谷市新方交流館.....	15
8 越谷市大袋北交流館.....	17
9 越谷市桜井交流館.....	19
10 越谷市南越谷交流館.....	21
11 越谷市障害者福祉センターこばと館.....	23
12 越谷市立老人福祉センターけやき荘.....	25
13 越谷市立老人福祉センターくすのき荘.....	27
14 越谷市立老人福祉センターゆりのき荘.....	29
15 越谷市民保養施設おがの山荘.....	31
16 花田苑.....	33
17 キャンベルタウン野鳥の森.....	35
18 越谷コミュニティセンター.....	37
19 越谷市日本文化伝承の館こしがや能楽堂.....	39
20 越谷市立総合体育館.....	41
21 越谷市民球場.....	43
22 越谷市立越谷総合公園多目的運動場.....	45
23 越谷市立越谷総合公園庭球場.....	47
24 越谷市立しらこばと運動公園競技場.....	49
25 越谷市立しらこばと運動公園第2競技場.....	51
26 越谷市立しらこばと運動公園野球場.....	53
27 越谷市立しらこばと運動公園庭球場.....	55
28 越谷市立しらこばと運動公園ソフトボール場.....	57
29 緑の森公園越谷市弓道場.....	59
30 越谷市民プール.....	61

## 指定管理者制度導入施設一覧

### 指定期間（全て平成18年4月1日から）

期間	公募	随意指定	合計
2年間	15 おがの山荘		1施設
3年間		12 けやき荘、13 くすのき荘、14 ゆりのき荘、 30 市民プール	4施設
5年間	1 中央市民会館、 16 花田苑、 17 野鳥の森、 29 弓道場	2 北部市民会館、3 赤山交流館、4 大沢北交流館、5 蒲生交流館、6 南部交流館、7 新方交流館、8 大袋北交流館、 9 桜井交流館、10 南越谷交流館、11 障害者福祉センターこばと館、18 コミュニティセンター、19 能楽堂、20 総合体育館、21 市民球場、22 総合公園多目的運動場、 23 総合公園庭球場、24 しらこばと運動公園競技場、 25 しらこばと運動公園第2競技場、26 しらこばと運動公園野球場、27 しらこばと運動公園庭球場、28 しらこばと運動公園ソフトボール場	25施設
合計	5施設	25施設	30施設

### 指定管理者一覧

施設名	随意・公募の別	指定管理者	指定期間	所管課
1 中央市民会館	公募	越谷市施設管理公社	5年	地域活動推進課
2 北部市民会館	随意	北部市民会館運営協議会	5年	地域活動推進課
3 赤山交流館	随意	赤山交流館運営協議会	5年	地域活動推進課
4 大沢北交流館	随意	大沢北交流館運営協議会	5年	地域活動推進課
5 蒲生交流館	随意	蒲生交流館運営協議会	5年	地域活動推進課
6 南部交流館	随意	南部交流館運営協議会	5年	地域活動推進課
7 新方交流館	随意	新方交流館運営協議会	5年	地域活動推進課
8 大袋北交流館	随意	大袋北交流館運営協議会	5年	地域活動推進課
9 桜井交流館	随意	桜井交流館運営協議会	5年	地域活動推進課
10 南越谷交流館	随意	南越谷交流館運営協議会	5年	地域活動推進課
11 障害者福祉センターこばと館	随意	(社福)越谷市社会福祉協議会	5年	障害福祉課
12 けやき荘・13 くすのき荘・ 14 ゆりのき荘	随意	(社福)越谷市社会福祉協議会	3年	高齢介護課
15 おがの山荘	公募	大新東ヒューマンサービス㈱	2年	国民健康保険課
16 花田苑	公募	越谷市施設管理公社	5年	公園緑地課
17 野鳥の森	公募	越谷市施設管理公社	5年	公園緑地課
18 越谷コミュニティセンター	随意	越谷コミュニティセンター	5年	生涯学習課
19 こしがや能楽堂	随意	越谷市施設管理公社	5年	生涯学習課
20 総合体育館	随意	越谷市施設管理公社	5年	体育課
21 市民球場・22 総合多目的運動場・ 23 総合庭球場	随意	越谷市施設管理公社	5年	体育課
24 しらこばと競技場・25 第2競技場・ 26 野球場・27 庭球場・28 ソフトボール場	随意	越谷市施設管理公社	5年	体育課
29 弓道場	公募	越谷市施設管理公社	5年	体育課
30 市民プール	随意	(社福)越谷市社会福祉協議会	3年	体育課

## 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について

### 1 評価の考え方

指定管理者制度を導入した公の施設は、市民生活に密着した極めて重要な施設であることから、指定管理者による管理運営が適正に行われているかについて、指定期間内においても、毎年度点検・把握する必要がある。

指定管理者による管理運営状況、施設管理能力及び適性等について把握するとともに、それらに対する評価を行い、評価結果については、管理運営の改善や効率化、今後の制度運用に活用するものとする。

### 2 評価方法について

「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」に、指定管理者の「選定項目」が示されていることから、これに対応した評価項目を設定し、評価を行うものとする。

具体的には、利用対象者の平等利用の確保、施設の効用を最大限に発揮、管理経費の縮減、管理を安定して行う能力、その他、の5つに対応した評価項目を施設ごとに施設所管課が設定し、「評価表」を作成する。

施設所管課は、過去1年間に指定管理者が取り組んだ内容、その結果得られた効果、管理状況等について評価項目ごとに把握し、下記基準のとおり評価点の採点及び総合評価を行う。

[ 評価点及び総合評価について ]

項目ごとの評価点

評価点	評価内容	評価の基準
3点	優れている	協定、事業計画書等の内容を上回る、特筆すべき管理運営水準であったと評価した場合
2点	適正である	協定、事業計画書等の内容に沿った管理運営水準であったと評価した場合
1点	改善が必要である	協定、事業計画書等の内容に満たない管理運営水準であったと評価した場合

総合評価

管理運営は適正である	評価点の平均が2.0点以上の場合
管理運営に改善すべき点がある	評価点の平均が2.0点未満の場合

### 3 評価表について

全施設の評価表については、「越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会」に対し意見照会する。

### 4 事業報告書について

地方自治法第244条の2第7項の規定及び「公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」に基づき毎年度終了後（5月31日まで）に提出される「事業報告書」については、下記の事項が網羅されているものとする。

施設所管課は、指定管理者からの事業報告書を元に、評価表の作成を行うものとする。

<条例第5条に規定されている、事業報告書への記載事項>

管理業務の実施の状況及び利用の状況に関する事項

使用料又は利用に係る料金の収入の実績に関する事項

管理経費の収支の状況に関する事項

前3号に掲げるもののほか、施設の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	1 越谷市中央市民会館
施設の所在地	越谷市越ヶ谷四丁目1番1号
設置の目的	市民文化や生涯学習、福祉活動の拠点施設として多くの市民の利用促進を図るため、施設の有効利用と住民サービスの増進に寄与することを目的に設置。
指定管理者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)管理施設の使用許可に関する業務
- (2)管理施設の使用に係る使用料の徴収に関すること
- (3)管理施設等の維持管理に関する業務
- (4)その他、越谷市又は指定管理者が必要と認める業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
開館日数(日)	356	356	0
利用件数(件)	11,629	12,102	473
利用者数(人)	268,582	276,969	8,387
使用料(円)	44,628,120	45,947,480	1,319,360

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	197,282,000	
支 出	197,281,216	
市への戻入額	784	

### その他特記事項

1 越谷市中央市民会館

総合評価	中央市民会館の管理運営について、事業報告書、決算報告書、指定管理者へのヒアリングなどにより評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画書に基づき適正に行われています。 特に、職員の接客態度が良く、館内の整理整頓が行き届いており、利用者の施設に対する評判も良い。
<b>管理運営は適正である</b>	<b>【評価点の平均 2.0】</b>

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 ( 評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である )	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	2 越谷市北部市民会館
施設の所在地	越谷市大字恩間181番地1
設置の目的	地域に根ざしたコミュニティ活動、文化活動の拠点施設として多くの市民の利用促進を図るため、施設の有効利用と住民サービスの増進に寄与することを目的に設置。
指定管理者	名 称 越谷市北部市民会館運営協議会 所在地 越谷市大字恩間181番地1 代表者 会長 白鳥 庄造
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) 管理施設の使用許可に関する業務
- (2) 管理施設の使用に係る使用料の徴収に関すること
- (3) 管理施設等の維持管理に関する業務
- (4) その他、越谷市又は指定管理者が必要と認める業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

#### 【北部市民会館 会議室等】

	平成18年度	平成17年度	比 較
開館日数(日)	335	335	0
利用件数(件)	3,833	3,921	88
利用者数(人)	88,414	84,718	+3,696
使用料(円)	8,794,100	8,548,670	+245,430

#### 【北部市民会館図書室】

	平成18年度	平成17年度	比 較
開室日数(日)	333	323	+10
来室者数(人)	102,994	96,520	+6,474
貸出利用者数(人)	68,663	64,347	+4,316
貸出冊数(冊)	254,903	240,663	+14,240

### 管理経費の収支状況

[決算額]

単位:円

収 入	34,600,000
支 出	34,597,731
市への戻入額	2,269

### その他特記事項



## 2 越谷市北部市民会館

総合評価	<p>北部市民会館の管理運営は、事業報告書、決算報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリングなどにより評価したところ、協定書及び仕様書に基づき適正に行われています。</p> <p>特に、職員の接客態度が良く、館内の整理整頓が行き届き、利用者の評判も良く、利用しやすくなっています。</p>
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 ( 評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である )	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	3 越谷市赤山交流館
施設の所在地	越谷市赤山町三丁目128番地1
設 置 の 目 的	地域住民が主体的・自主的に行う様々な活動を活発に展開することにより、こころ触れ合う豊かな地域社会の形成を図るとともに市民の福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的に設置。
指 定 管 理 者	名 称 越谷市赤山交流館運営協議会 所在地 越谷市赤山町三丁目128番地1 代表者 会長 高崎 茂
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)施設受付業務
- (2)施設付帯設備業務
- (3)その他施設管理業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比較
開館日数(日)	308	308	0
利用件数(件)	1,171	1,151	+20
利用者数(人)	20,973	22,193	1,220
使用料(円)	645,300	865,100	219,800

「使用料等のあり方に関する基本方針」の決定に伴い、使用料の見直しを行った。その結果、平成18年4月から、使用料の単価が下がり、17年度と比較すると使用料が減少している。

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	3,272,632	
支 出	3,272,482	
市への戻入額	150	

### その他特記事項

### 3 越谷市赤山交流館

総合評価	赤山交流館の管理運営については、平成18年度事業報告書、決算報告書、監査報告書などの報告書により評価したところ、事業計画書に基づき適正に行われています。
管理運営は適正である	交流館管理人の接客態度も良く、館内の整理整頓もなされており、使いやすい交流館になっています。
	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 ( 評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である )	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設 の 名 称	4 越谷市大沢北交流館
施設の所在地	越谷市大里326番地1
設 置 の 目 的	地域住民が主体的・自主的に行う様々な活動を活発に展開することにより、こころ触れ合う豊かな地域社会の形成を図るとともに市民の福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的に設置。
指 定 管 理 者	名 称 越谷市大沢北交流館運営協議会 所在地 越谷市大里326番地1 代表者 会長 榎本 武
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)施設受付業務
- (2)施設付帯設備業務
- (3)その他施設管理業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比較
開館日数(日)	308	308	0
利用件数(件)	1,483	1,488	5
利用者数(人)	22,934	23,890	956
使用料(円)	876,900	1,398,400	521,500

「使用料等のあり方に関する基本方針」の決定に伴い、使用料の見直しを行った。その結果、平成18年4月から、使用料の単価が下がり、17年度と比較すると使用料が減少している。

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	3,448,453	
支 出	3,448,453	
市への戻入額	0	

### その他特記事項

#### 4 越谷市大沢北交流館

総合評価	<p>大沢北交流館の管理運営については、平成18年度事業報告書、決算報告書、監査報告書などの報告書に基づき評価したところ、事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>交流館管理人の接客態度も良く、館内の整理整頓もなされており、使いやすい交流館になっています。</p> <p>【評価点の平均 2.0】</p>
管理運営は適正である	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 ( 評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である )	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	5 越谷市蒲生交流館
施設の所在地	越谷市蒲生寿町4番9号
設 置 の 目 的	地域住民が主体的・自主的に行う様々な活動を活発に展開することにより、こころ触れ合う豊かな地域社会の形成を図るとともに市民の福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的に設置。
指 定 管 理 者	名 称 越谷市蒲生交流館運営協議会 所在地 越谷市蒲生寿町4番9号 代表者 会長 本田 憬
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)施設受付業務
- (2)施設付帯設備業務
- (3)その他施設管理業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比較
開館日数(日)	313	312	+1
利用件数(件)	1,568	1,456	+112
利用者数(人)	28,521	27,985	+536
使用料(円)	1,072,700	1,958,800	886,100

「使用料等のあり方に関する基本方針」の決定に伴い、使用料の見直しを行った。その結果、平成18年4月から、使用料の単価が下がり、17年度と比較すると使用料が減少している。

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	3,310,456	
支 出	3,310,456	
市への戻入額	0	

### その他特記事項

## 5 越谷市蒲生交流館

総合評価	<p>蒲生交流館の管理運営については、平成18年度事業報告書、決算報告書、監査報告書などの報告書に基づき評価したところ、事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>交流館管理人の接客態度も良く、館内の整理整頓もなされており、使いやすい交流館になっています。</p>
<b>管理運営は適正である</b>	<b>【評価点の平均 2.0】</b>

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 ( 評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である )	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	6 越谷市南部交流館
施設の所在地	越谷市南町一丁目22番13号
設置の目的	地域住民が主体的・自主的に行う様々な活動を活発に展開することにより、こころ触れ合う豊かな地域社会の形成を図るとともに市民の福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的に設置。
指定管理者	名 称 越谷市南部交流館運営協議会 所在地 越谷市南町一丁目22番13号 代表者 会長 木村 利夫
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)施設受付業務
- (2)施設付帯設備業務
- (3)その他施設管理業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
開館日数(日)	313	309	+4
利用件数(件)	1,299	1,157	+142
利用者数(人)	16,469	15,430	+1,039
使用料(円)	968,200	1,448,400	480,200

「使用料等のあり方に関する基本方針」の決定に伴い、使用料の見直しを行った。その結果、平成18年4月から、使用料の単価が下がり、17年度と比較すると使用料が減少している。

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	3,354,304	
支 出	3,354,246	
市への戻入額	58	

### その他特記事項



## 6 越谷市南部交流館

総合評価	<p>南部交流館の管理運営については、平成18年度事業報告書、決算報告書、監査報告書などの報告書に基づき評価したところ、事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>交流館管理人の接客態度も良く、館内の整理整頓もなされており、使いやすい交流館になっています。</p> <p>【評価点の平均 2.0】</p>
管理運営は適正である	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 ( 評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である )	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	7 越谷市新方交流館
施設の所在地	越谷市北川崎258番地
設置の目的	地域住民が主体的・自主的に行う様々な活動を活発に展開することにより、こころ触れ合う豊かな地域社会の形成を図るとともに市民の福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的に設置。
指定管理者	名 称 越谷市新方交流館運営協議会 所在地 越谷市北川崎258番地 代表者 会長 川上 悦太郎
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)施設受付業務
- (2)施設付帯設備業務
- (3)その他施設管理業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
開館日数(日)	306	308	2
利用件数(件)	453	382	+71
利用者数(人)	11,218	8,301	+2,917
使用料(円)	284,400	358,700	74,300

「使用料等のあり方に関する基本方針」の決定に伴い、使用料の見直しを行った。その結果、平成18年4月から、使用料の単価が下がり、17年度と比較すると使用料が減少している。

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	3,283,276	
支 出	3,282,510	
市への戻入額	766	

### その他特記事項

7 越谷市新方交流館

総合評価	<p>新方交流館の管理運営については、平成18年度事業報告書、決算報告書、監査報告書などの報告書に基づき評価したところ、事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>交流館管理人の接客態度も良く、館内の整理整頓もなされており、使いやすい交流館になっています。</p> <p>【評価点の平均 2.0】</p>
管理運営は適正である	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 ( 評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である )	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設 の 名 称	8 越谷市大袋北交流館
施設の所在地	越谷市袋山565番地4
設 置 の 目 的	地域住民が主体的・自主的に行う様々な活動を活発に展開することにより、こころ触れ合う豊かな地域社会の形成を図るとともに市民の福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的に設置。
指 定 管 理 者	名 称 越谷市大袋北交流館運営協議会 所在地 越谷市袋山565番地4 代表者 会長 木村 和衛
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)施設受付業務
- (2)施設付帯設備業務
- (3)その他施設管理業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
開館日数(日)	308	308	0
利用件数(件)	1,283	1,185	+98
利用者数(人)	17,257	15,980	+1,277
使用料(円)	745,200	1,002,800	257,600

「使用料等のあり方に関する基本方針」の決定に伴い、使用料の見直しを行った。その結果、平成18年4月から、使用料の単価が下がり、17年度と比較すると使用料が減少している。

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	3,825,627	
支 出	3,805,136	
市への戻入額	20,491	

### その他特記事項

8 越谷市大袋北交流館

総合評価	<p>大袋北交流館の管理運営については、平成18年度事業報告書、決算報告書、監査報告書など報告書に基づき評価したところ、事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>交流館管理人の接客態度も良く、館内の整理整頓もなされており、使いやすい交流館になっています。</p> <p><b>【評価点の平均 2.0】</b></p>
<b>管理運営は適正である</b>	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 ( 評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である )	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	9 越谷市桜井交流館
施設の所在地	越谷市大泊730番地2
設置の目的	地域住民が主体的・自主的に行う様々な活動を活発に展開することにより、こころ触れ合う豊かな地域社会の形成を図るとともに市民の福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的に設置。
指定管理者	名 称 越谷市桜井交流館運営協議会 所在地 越谷市大泊730番地2 代表者 会長 佐藤 佐
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)施設受付業務
- (2)施設付帯設備業務
- (3)その他施設管理業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
開館日数(日)	308	308	0
利用件数(件)	1,188	1,105	+83
利用者数(人)	17,919	17,680	+239
使用料(円)	624,500	906,100	281,600

「使用料等のあり方に関する基本方針」の決定に伴い、使用料の見直しを行った。その結果、平成18年4月から、使用料の単価が下がり、17年度と比較すると使用料が減少している。

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	3,754,517	
支 出	3,754,517	
市への戻入額	0	

### その他特記事項

9 越谷市桜井交流館

総合評価	桜井交流館の管理運営については、平成18年度事業報告書、決算報告書、監査報告書などの報告書に基づき評価したところ、事業計画書に基づき適正に行われています。 交流館管理人の接客態度も良く、館内の整理整頓もなされており、使いやすい交流館になっています。
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 ( 評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である )	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	10 越谷市南越谷交流館
施設の所在地	越谷市南越谷五丁目15番地4
設置の目的	地域住民が主体的・自主的に行う様々な活動を活発に展開することにより、こころ触れ合う豊かな地域社会の形成を図るとともに市民の福祉の増進及び文化の向上を図ることを目的に設置。
指定管理者	名 称 越谷市南越谷交流館運営協議会 所在地 越谷市南越谷五丁目15番地4 代表者 会長 佐藤 光
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	協働安全部地域活動推進課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)施設受付業務
- (2)施設付帯設備業務
- (3)その他施設管理業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
開館日数(日)	307	304	+ 3
利用件数(件)	927	753	+ 174
利用者数(人)	13,122	11,203	+ 1,919
使用料(円)	657,300	815,000	157,700

「使用料等のあり方に関する基本方針」の決定に伴い、使用料の見直しを行った。その結果、平成18年4月から、使用料の単価が下がり、17年度と比較すると使用料が減少している。

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	3,305,162	
支 出	3,302,598	
市への戻入額	2,564	

### その他特記事項



10 越谷市南越谷交流館

総合評価	南越谷交流館の管理運営については、平成18年度事業報告書、決算報告書、監査報告書など報告書に基づき評価したところ、事業計画書に基づき適正に行われています。 交流館管理人の接客態度も良く、館内の整理整頓もなされており、使いやすい交流館になっています。
<b>管理運営は適正である</b>	<b>【評価点の平均 2.0】</b>

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 ( 評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である )	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	11 越谷市障害者福祉センターこぼと館
施設の所在地	越谷市越ヶ谷四丁目1番1号
設置の目的	障害者に対して機能訓練、教養の向上、社会との交流促進及びレクリエーションのための便宜を供与し、障害者の自立と福祉の増進を図ることを目的とする。
指定管理者	名 称 社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会 所在地 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号 代表者 会長 植竹 勇
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	健康福祉部障害福祉課

指定管理者が行う主な業務の内容			
(1)障害者デイサービス事業の実施に関すること 教養・技術の向上のための各種講座、講習会事業 機能訓練事業・社会適応訓練事業 レクリエーション事業 (2)障害者関係福祉団体に対する便宜の供与事業に関すること (3)障害者福祉ボランティアの育成に関すること (4)地域住民に対する障害者啓発事業に関すること (5)窓口相談業務及び団体に対する情報提供事業 (6)その他センター設置の目的を達成するために必要な事業を行うこと			
施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)			
	平成18年度	平成17年度	比 較
開館日数(日)	296	294	+ 2
団体利用者数(人)	12,068	10,198	+ 1,870
個人利用者数(人)	4,464	2,860	+ 1,604
総利用者数(人)	16,532	13,058	+ 3,474
使用料等(円)	0	0	0
管理経費の収支状況			
[決算額]		単位:円	
収 入	17,200,000		
支 出	17,200,000		
市への戻入額	0		
その他特記事項			

## 11 越谷市障害者福祉センターこばと館

<b>総合評価</b>	<p>障害者福祉センターこばと館の管理運営は、事業報告書、指定管理者へのヒアリングなどにより評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>特に下記の事項について、協定等の内容を上回る管理運営水準が認められたことから、関連する評価項目において、「優れている」と評価しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者及び障害者団体への対応が親切で、利用者からの評価も高く、より利用しやすくなっていること。</li> <li>・各事業について利用者からの意見を聞くなどして、事業内容の検討を行い、利用者からのニーズに合致した事業を行えるような努力が認められること。</li> </ul> <p><b>【評価点の平均 2.1】</b></p>
<b>管理運営は適正である</b>	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	3
施設の利用時間を厳守させているか	2
団体の育成について効果が上がっているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	3
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	12 越谷市立老人福祉センターけやき荘
施設の所在地	越谷市新川町二丁目55番地
設置の目的	老人に対して各種の相談に応ずると共に、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に設置。
指定管理者	名 称 社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会 所在地 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号 代表者 会長 植竹 勇
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
所 管 課 名	健康福祉部高齢介護課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)生活相談及び健康相談に関すること
- (2)生業及び就労の指導に関すること
- (3)機能回復訓練の実施に関すること
- (4)教養の向上及びレクリエーションの実施に関すること
- (5)老人クラブ活動の育成に関すること
- (6)老人福祉センターの使用の許可に関する業務
- (7)老人福祉センターの施設等の維持管理に関する業務
- (8)その他市長が別に定める業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
開館日数(日)	294	294	0
団体利用者数(人)	5,747	6,334	587
個人利用者数(人)	92,512	79,218	+13,294
総利用者数(人)	98,259	85,552	+12,707
1日平均利用者数(人)	334	290	+44
総見学者数(人)	235	196	+39
使用料(円)	105,800	89,800	+16,000

老人福祉センターを利用できるのは、原則として市内に住所を有する60歳以上の人で使用料は無料。それ以外の人を利用する場合は、有料としている。

### 管理経費の収支状況

[決算額]

単位:円

収 入	63,294,000
支 出	63,220,398
市への戻入額	73,602

### その他特記事項

12 越谷市立老人福祉センターけやき荘

<b>総合評価</b>	<p>老人福祉センターけやき荘の管理運営は、事業報告書、利用者の声、指定管理者へのヒアリングなどにより評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>特に下記の事項について、協定等の内容を上回る管理運営水準が認められたことから、関連する評価項目において「優れている」と評価しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に対する職員の接客態度がよく、館内の整理整頓も行き届き、利用者からの評価も高く、より利用しやすくなっていること。</li> <li>・新採用オリエンテーション、定期研修、朝のミーティング、月次会議等で接遇等に対する研修を、独自に作成した接遇ハンドブック等を用いて実施し、職員全員が統一した認識のもと、利用者に対応していること。</li> <li>・下記の各種講座開催後、全講座を対象にアンケート調査を実施し、意見等で即時実施可能なものは当年度に実施、その他は次年度に反映させていること。</li> </ul> <p>講座開催数          ・けやき荘 教養 5、健康 14、趣味 4 合計23講座(3館合計では、63講座)</p> <p><b>【評価点の平均 2.1】</b></p>
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	3
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	3
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	13 越谷市立老人福祉センターくすのき荘
施設の所在地	越谷市大杉655番地
設置の目的	老人に対して各種の相談に応ずると共に、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に設置。
指定管理者	名 称 社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会 所在地 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号 代表者 会長 植竹 勇
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
所 管 課 名	健康福祉部高齢介護課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)生活相談及び健康相談に関すること
- (2)生業及び就労の指導に関すること
- (3)機能回復訓練の実施に関すること
- (4)教養の向上及びレクリエーションの実施に関すること
- (5)老人クラブ活動の育成に関すること
- (6)老人福祉センターの使用の許可に関する業務
- (7)老人福祉センターの施設等の維持管理に関する業務
- (8)その他市長が別に定める業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
開館日数(日)	294	294	0
団体利用者数(人)	18,042	18,851	809
個人利用者数(人)	94,755	92,446	+2,309
総利用者数(人)	112,797	111,297	+1,500
1日平均利用者数(人)	383	378	+5
総見学者数(人)	567	974	407
使用料(円)	28,200	19,400	+8,800

老人福祉センターを利用できるのは、原則として市内に住所を有する60歳以上の人で使用料は無料。それ以外の人を利用する場合は、有料としている。

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	78,086,000	
支 出	77,888,391	
市への戻入額	197,609	

### その他特記事項

13 越谷市立老人福祉センターくすのき荘

<b>総合評価</b>	<p>老人福祉センターくすのき荘の管理運営は、事業報告書、利用者の声、指定管理者へのヒアリングなどにより評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>特に下記の事項について、協定等の内容を上回る管理運営水準が認められたことから、関連する評価項目において「優れている」と評価しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に対する職員の接客態度がよく、館内の整理整頓も行き届き、利用者からの評価も高く、より利用しやすくなっていること。</li> <li>・新採用オリエンテーション、定期研修、朝のミーティング、月次会議等で接遇等に対する研修を、独自に作成した接遇ハンドブック等を用いて実施し、職員全員が統一した認識のもと、利用者に対応していること。</li> <li>・下記の各種講座開催後、全講座を対象にアンケート調査を実施し、意見等で即時実施可能なものは当年度に実施、その他は次年度に反映させていること。</li> </ul> <p>講座開催数          ・くすのき荘 教養 7、健康 10、趣味 10 合計27講座（3館合計では、63講座）</p> <p><b>【評価点の平均 2.1】</b></p>
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目（評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である）	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	3
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	3
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	14 越谷市立老人福祉センターゆりのき荘
施設の所在地	越谷市増林三丁目2番地2
設置の目的	老人に対して各種の相談に応ずると共に、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的に設置。
指定管理者	名 称 社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会 所在地 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号 代表者 会長 植竹 勇
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
所 管 課 名	健康福祉部高齢介護課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)生活相談及び健康相談に関すること
- (2)生業及び就労の指導に関すること
- (3)機能回復訓練の実施に関すること
- (4)教養の向上及びレクリエーションの実施に関すること
- (5)老人クラブ活動の育成に関すること
- (6)老人福祉センターの使用の許可に関する業務
- (7)老人福祉センターの施設等の維持管理に関する業務
- (8)その他市長が別に定める業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
開館日数(日)	308	308	0
団体利用者数(人)	8,925	7,755	+1,170
個人利用者数(人)	98,033	96,508	+1,525
総利用者数(人)	106,958	104,263	+2,695
1日平均利用者数(人)	347	338	+9
総見学者数(人)	380	443	63
使用料(円)	181,200	158,600	+22,600

老人福祉センターを利用できるのは、原則として市内に住所を有する60歳以上の人で使用料は無料。それ以外の人を利用する場合は、有料としている。

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	98,620,000	
支 出	98,093,362	
市への戻入額	526,638	

### その他特記事項



14 越谷市立老人福祉センターゆりのき荘

<b>総合評価</b>	<p>老人福祉センターゆりのき荘の管理運営は、事業報告書、利用者の声、指定管理者へのヒアリングなどにより評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>特に下記の事項について、協定等の内容を上回る管理運営水準が認められたことから、関連する評価項目において「優れている」と評価しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に対する職員の接客態度がよく、館内の整理整頓も行き届き、利用者からの評価も高く、より利用しやすくなっていること。</li> <li>・新採用オリエンテーション、定期研修、朝のミーティング、月次会議等で接遇等に対する研修を、独自に作成した接遇ハンドブック等を用いて実施し、職員全員が統一した認識のもと、利用者に対応していること。</li> <li>・下記各種講座実施後、全講座を対象にアンケート調査を実施し、意見等で即時実施可能なものは当年度に実施、その他は次年度に反映させていること。</li> </ul> <p>講座開催数          ・ゆりのき荘 教養 4、健康 6、趣味 3 合計 13講座(3館合計では、63講座)</p> <p><b>【評価点の平均 2.1】</b></p>
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	3
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	3
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設 の 名 称	15 越谷市民保養施設おがの山荘
施設の所在地	埼玉県秩父郡小鹿野町飯田857番地4
設置の目的	市民等が秩父地域の豊かな自然の中で、余暇活動等を通して健康と福祉の増進を図り、あわせて地元住民との交流を深めることを趣旨として、県営「みどりの村」内に設置した。
指定管理者	名 称 大新東ヒューマンサービス株式会社 埼玉支店 所在地 さいたま市大宮区桜木町4丁目247番地 代表者 支店長 白 倉 稔
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成20年3月31日まで
所 管 課 名	健康福祉部国民健康保険課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) おがの山荘フロント業務
- (2) ルームサービス業務
- (3) 食事賄業務
- (4) 寝具等借上業務
- (5) 害虫等防除業務
- (6) 庭園管理業務
- (7) 従業員室管理業務
- (8) 利用促進に係る業務
- (9) 警備業務(夜間フロント含む)
- (10) 電気設備保守点検運転管理業務
- (11) 空気調和設備・給排水衛生設備保守点検運転管理業務
- (12) 消防設備保守点検管理業務
- (13) エレベーター保守管理業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
利用者数(人) 大人	4,324	4,381	57
利用者数(人) 小人	1,671	1,673	2
総利用者数(人)	5,995	6,054	59
使用料(宿泊料)(円)	15,010,900	15,635,300	624,400

食事料等については別途徴収。

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	73,000,000	
支 出	73,000,000	
市への戻入額	0	

### その他特記事項

15 越谷市民保養施設おがの山荘

<b>総合評価</b>	<p>おがの山荘の管理運営は、事業報告書、実地調査、利用者アンケート、指定管理者へのヒアリングなどにより評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画書に基づき適正に行われています。また、稼働日数を増やし、工夫を凝らしたサービスの提供に努めるなど、指定管理者による取り組みには努力が見られました。</p> <p>しかしながら、利用者数については、前年度比でマイナス1%の結果となったほか、施設の管理運営に係る経費の収支においては、依然として赤字状態となりました。</p> <p><b>【評価点の平均 2.0】</b></p>
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 ( 評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である )	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行っているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	16 花田苑
施設の所在地	越谷市花田六丁目6番地2
設置の目的	花田苑は、市民が気軽に散策や休息のできる「我が家の庭」として、また失われつつある日本の伝統技法を用いた、特色のある廻遊式池泉庭園を有する本格的で大規模な日本庭園としての整備を行い、併せて池の貯水機能を生かし治水の安全度の向上も目指し設置。
指定管理者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	都市整備部公園緑地課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 入園者等に係る業務
- (3) 広報関係の業務
- (4) 施設概要の案内業務
- (5) その他管理・運営に必要な業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
開園日数(日)	360	360	0
入園者数(人)	41,364	39,863	+1,501
茶室使用人数(人)	3,601	1,873	+1,728
入園料(円)	2,856,900	2,772,600	+84,300
茶室使用料(円)	72,500	43,500	+29,000

### 管理経費の収支状況

[決算額]

単位: 円

収 入	30,300,000
支 出	30,298,325
市への戻入額	1,675

### その他特記事項

総合評価	<p>花田苑の管理運営は、事業報告書、実地調査、利用者の声、指定管理者への聞き取りなどにより評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>初年度であり、総合評価としては顕著に表れていないところですが、施設の維持管理、広報活動等全体的に努力の跡が見られ、収入金額、入園者数の増加も図られて、入園者の評判も良く安定した管理が期待できます。</p>
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
入園者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の入園時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
入園者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た入園者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、入園しやすい施設環境整備を行っているか	2
入園の促進、入園者増加のための方策を行っているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
入園者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	17 キャンベルタウン野鳥の森
施設の所在地	越谷市大字大吉272番地1
設置の目的	オーストラリア・キャンベルタウン市と姉妹都市提携10周年を記念してキャンベルタウン市から贈られる、エミュー、アカクビワラビーやモモイロインコなどの動物から、オーストラリアの「自然」を理解することを願って建設された。
指定管理者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	都市整備部公園緑地課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1)施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2)入園者等に係る業務
- (3)広報関係の業務
- (4)動物の飼育に関する業務
- (5)その他管理・運営に必要な業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
開園日数(日)	304	308	4
利用者数(人)	23,310	23,801	491
入園料(円)	1,918,000	1,951,000	33,000

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	27,490,000	
支 出	27,488,513	
市への戻入額	1,487	

### その他特記事項

17 キャンベルタウン野鳥の森

<b>総合評価</b>	<p>キャンベルタウン野鳥の森の管理運営は、事業報告書、実地調査、利用者の声、指定管理者への聞き取りなどにより評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>初年度であり、総合評価としては顕著に表れていないところですが、屋外施設ということもあり結果的に収入金額、入園者等は減少しました。今後は、管理経費の縮減についても努力を期待しています。</p>
<b>管理運営は適正である</b>	<b>【評価点の平均 2.0】</b>

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 ( 評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である )	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
入園者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
入園者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た入園者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、入園しやすい施設環境整備を行っているか	2
入園の促進、入園者増加のための方策を行っているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
入園者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名称	18 越谷コミュニティセンター
施設の所在地	越谷市南越谷一丁目2876番地1
設置の目的	市民の明るく豊かな近隣社会の形成と文化生活の向上に貢献することを目的に設置。
指定管理者	名称 財団法人 越谷コミュニティセンター 所在地 越谷市南越谷一丁目2876番地1 代表者 理事長 武藤 繁雄
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所管課名	生涯学習部生涯学習課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) コミュニティセンターの施設等の利用公開に関すること
- (2) 市民の福祉増進及び文化活動を推進する自主的事業に関すること
- (3) その他コミュニティセンター設置目的を達成するために必要な業務に関すること
- (4) コミュニティセンターの使用の許可に関する業務
- (5) コミュニティセンターの施設等の維持管理に関する業務
- (6) その他越谷市が別に定める業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

#### 【コミュニティセンター ホール・会議室等】

	平成18年度	平成17年度	比較
開館日数(日)	359	308	+ 51
利用件数(件)	5,200	5,134	+ 66
利用者数(人)	419,592	440,804	21,212
使用料(円)	94,794,675	101,661,601	6,866,926

#### 【南部図書室】

	平成18年度	平成17年度	比較
開室日数(日)	353	323	+ 30
来室者数(人)	270,513	256,219	+ 14,294
貸出利用者数(人)	130,931	119,912	+ 11,019
貸出冊数(冊)	393,112	366,270	+ 26,842

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収入	450,000,000	
支出	428,314,870	
市への戻入額	21,685,130	

### その他特記事項



18 越谷コミュニティセンター

総合評価	越谷コミュニティセンターの管理運営は、事業報告書、実地調査、利用者の声、指定管理者への聞き取りなどにより評価したところ、協定書、仕様書、事業計画書に基づき適正に行われています。
管理運営は 適正である	職員に著作権・公益法人などに関する研修を行い、知識向上や業務への意識を高め、また接客対応もよく利用しやすい施設となっています。
	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 ( 評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である )	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行っているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設 の 名 称	19 越谷市日本文化伝承の館こしがや能楽堂
施設の所在地	越谷市花田六丁目6番地1
設 置 の 目 的	日本の伝統文化の振興と市民文化の向上及びコミュニティの推進に資するために設置。
指 定 管 理 者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	生涯学習部生涯学習課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) 伝統芸術文化の振興及び普及に関する業務
- (2) 市民文化の向上及びコミュニティづくりの推進に関する業務
- (3) 伝承の館及び設備の提供に関する業務
- (4) 伝承の館の使用の許可に関する業務
- (5) 伝承の館の施設等の維持管理に関する業務
- (6) 管理施設の使用に係る使用料の徴収に関する業務
- (7) その他伝承の館の設置目的を達成するために必要な業務
- (8) その他教育委員会が別に定める業務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、越谷市教育委員会または指定管理者が必要と認める業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
開館日数(日)	308	309	1
利用件数(件)	1,524	1,358	+ 166
利用者数(人)	24,652	23,634	+ 1,018
使用料(円)	3,660,060	2,978,870	+ 681,190

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	38,900,000	
支 出	38,886,926	
市への戻入額	13,074	

### その他特記事項

19 越谷市日本文化伝承の館こしがや能楽堂

総合評価	<p>日本文化伝承の館こしがや能楽堂の管理運営は、事業報告書、実地調査、利用者の声、指定管理者への聞き取りなどにより評価したところ、協定書、仕様書、事業計画書に基づき適正に行われています。</p> <p>指定管理者初年度にあって、利用件数と使用料収入の増加を図り、利用しやすい施設として親しまれています。</p>
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 ( 評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である )	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行っているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	20 越谷市立総合体育館
施設の所在地	越谷市増林二丁目33番地
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	生涯学習部体育課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 総合体育館の使用の許可に関する業務
- (4) 総合体育館の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、総合体育館設置の目的を達成するために必要な業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
開館日数(日)	357	357	0
利用件数(件)	3,080	3,011	+69
利用者数(人)	350,813	307,088	+43,725
使用料等(円)	19,175,821	15,211,306	+3,964,515

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	117,675,000	
支 出	117,674,889	
市への戻入額	111	

### その他特記事項

20 越谷市立総合体育館

総合評価	<p>総合体育館の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。</p> <p>利用者の声を積極的に聞き、可能な限り利用しやすい施設の提供をするなど市民サービスの向上、またプロリーグを誘致し、使用料収入の確保に努めています。</p>
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名称	21 越谷市民球場
施設の所在地	越谷市増林三丁目1番地
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所管課名	生涯学習部体育課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 屋外体育施設の使用の許可に関する業務
- (4) 屋外体育施設の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、屋外体育施設設置の目的を達成するために必要な業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比較
開場日数(日) 1	244	246	2
球場利用件数(件)	244	243	+1
球場利用者数(人)	33,569	32,517	+1,052
会議室利用件数(件) 2	85	79	+6
会議室利用者数(人) 2	3,044	3,047	3
使用料等(円) 3	3,377,175	2,686,650	+690,525

1 野球場の供用期間は、4月から11月まで。

2 会議室利用件数及び利用者数は、会議室単独での利用を集計したもの。

3 使用料等には、照明料、会議室使用料を含む。

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収入	44,500,000	
支出	44,497,386	
市への戻入額	2,614	

管理経費は、「総合公園多目的運動場」と「総合公園庭球場」を含む。

### その他特記事項

## 21 越谷市民球場

総合評価	<p>市民球場の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。</p> <p>利用者の声を積極的に聞き、可能な限り利用しやすい施設の提供をするなど市民サービスの向上、またプロ野球や高校野球などで利用いただくためグラウンドコンディションには特に気を使い、全国でも誇れる施設となっています。</p>
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
管理経費の縮減が図られているかに関する項目	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
その他の項目	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設名称	22 越谷市立越谷総合公園多目的運動場
施設の所在地	越谷市増林三丁目1番地
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所管課名	生涯学習部体育課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 屋外体育施設の使用の許可に関する業務
- (4) 屋外体育施設の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、屋外体育施設設置の目的を達成するために必要な業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比較
開場日数(日)	359	359	0
利用件数(件)	174	186	12
利用者数(人)	24,680	26,149	1,469
使用料等(円)	799,200	591,200	+208,000

利用者の減少は、1団体(チーム)あたりの人数が減少したものと考えられる。

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収入	44,500,000	
支出	44,497,386	
市への戻入額	2,614	

管理経費は、「市民球場」と「総合公園庭球場」を含む。

### その他特記事項



## 2.2 越谷市立越谷総合公園多目的運動場

総合評価	<p>総合公園多目的運動場の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。</p> <p>利用者の声を積極的に聞き、可能な限り利用しやすい施設の提供をするなど市民サービスの向上に努めています。</p>
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	23 越谷市立越谷総合公園庭球場
施設の所在地	越谷市増林三丁目1番地
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	生涯学習部体育課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 屋外体育施設の使用の許可に関する業務
- (4) 屋外体育施設の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、屋外体育施設設置の目的を達成するために必要な業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
開場日数(日)	359	359	0
利用件数(件)	7,974	8,474	500
利用者数(人)	53,540	47,248	+6,292
使用料等(円)	4,708,880	5,007,440	298,560

利用者の増加は、1団体(チーム)あたりの人数が増加したものと考えられる。

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	44,500,000	
支 出	44,497,386	
市への戻入額	2,614	

管理経費は、「市民球場」と「総合公園多目的運動場」を含む。

### その他特記事項

## 2.3 越谷市立越谷総合公園庭球場

総合評価	総合公園庭球場の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。 利用者の声を積極的に聞き、可能な限り利用しやすい施設の提供をするなど市民サービスの向上に努めています。
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 ( 評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である )	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名称	24 越谷市立しらこぼと運動公園競技場
施設の所在地	越谷市小曾川729番地1
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指定期間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所管課名	生涯学習部体育課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 屋外体育施設の使用の許可に関する業務
- (4) 屋外体育施設の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、屋外体育施設設置の目的を達成するために必要な業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比較
開場日数(日)	359	359	0
利用件数(件)(団体・個人・会議室)	2,363	1,947	+416
利用者数(人)(団体・個人・会議室)	57,208	54,276	+2,932
使用料等(円)	1,646,025	1,783,890	137,865

利用件数及び利用人数の増加は、個人利用者が増えたことによる。

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収入	62,700,000	
支出	62,694,080	
市への戻入額	5,920	

管理経費は、しらこぼと運動公園内の体育施設「第2競技場」、「野球場」、「庭球場」及び「ソフトボール場」を含む。

### その他特記事項

2.4 越谷市立しらこぼと運動公園競技場

総合評価	しらこぼと運動公園競技場の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。 利用者の声を積極的に聞き、可能な限り利用しやすい施設の提供に努め、特に天然芝の管理に気を配っています。
管理運営は適正である	
【評価点の平均 2.0】	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	25 越谷市立しらこぼと運動公園第2競技場
施設の所在地	越谷市砂原39番地
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	生涯学習部体育課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 屋外体育施設の使用の許可に関する業務
- (4) 屋外体育施設の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、屋外体育施設設置の目的を達成するために必要な業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
開場日数(日)	359	359	0
利用件数(件)	255	224	+31
利用者数(人)	16,899	11,922	+4,977
使用料等(円)	816,080	509,760	+306,320

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	62,700,000	
支 出	62,694,080	
市への戻入額	5,920	

管理経費は、しらこぼと運動公園内の体育施設「競技場」、「野球場」、「庭球場」及び「ソフトボール場」を含む。

### その他特記事項

25 越谷市立しらこぼと運動公園第2競技場

総合評価	<p>しらこぼと運動公園第2競技場の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。</p> <p>利用者の声を積極的に聞き、可能な限り利用しやすい施設の提供に努め、競技場のサブグラウンドとしても有効利用を促進しています。</p>
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 ( 評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である )	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	26 越谷市立しらこぼと運動公園野球場
施設の所在地	越谷市砂原39番地
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	生涯学習部体育課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 屋外体育施設の使用の許可に関する業務
- (4) 屋外体育施設の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、屋外体育施設設置の目的を達成するために必要な業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
開場日数(日)	359	359	0
利用件数(件)	249	278	29
利用者数(人)	11,526	11,310	+216
使用料等(円)	556,400	486,200	+70,200

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	62,700,000	
支 出	62,694,080	
市への戻入額	5,920	

管理経費は、しらこぼと運動公園内の体育施設「競技場」、「第2競技場」、「庭球場」及び「ソフトボール場」を含む。

### その他特記事項



26 越谷市立しらこぼと運動公園野球場

総合評価	<p>しらこぼと運動公園野球場の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。</p> <p>現場に管理員を常駐させ、直接利用者の声を聞き、利用しやすいようなグラウンドコンディションを整え、市民サービスに努めています。また施設周辺の公園環境にも気配りしています。</p> <p>【評価点の平均 2.0】</p>
管理運営は適正である	

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 ( 評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である )	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	27 越谷市立しらこぼと運動公園庭球場
施設の所在地	越谷市砂原39番地
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	生涯学習部体育課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 屋外体育施設の使用の許可に関する業務
- (4) 屋外体育施設の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、屋外体育施設設置の目的を達成するために必要な業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
開場日数(日)	359	359	0
利用件数(件)	7,689	7,807	118
利用者数(人)	47,042	44,820	+2,222
使用料等(円)	7,323,200	7,384,300	61,100

利用者数の増加は、1団体(チーム)あたりの人数が増加したものと考えられる。

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	62,700,000	
支 出	62,694,080	
市への戻入額	5,920	

管理経費は、しらこぼと運動公園内の体育施設「競技場」、「第2競技場」、「野球場」及び「ソフトボール場」を含む。

### その他特記事項

27 越谷市立しらこぼと運動公園庭球場

総合評価	しらこぼと運動公園庭球場の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。 現場に管理員を常駐させ、直接利用者の声を聞く中で利用しやすいようなコートコンディションを整え、市民サービスに努めています。
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名 称	28 越谷市立しらこぼと運動公園ソフトボール場
施設の所在地	越谷市砂原39番地
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	生涯学習部体育課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 屋外体育施設の使用の許可に関する業務
- (4) 屋外体育施設の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、屋外体育施設設置の目的を達成するために必要な業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
開場日数(日)	359	359	0
利用件数(件)	143	185	42
利用者数(人)	6,800	6,605	+195
使用料等(円)	196,440	210,840	14,400

利用者数の増加は、1団体(チーム)あたりの人数が増加したものと考えられる。

### 管理経費の収支状況

[決算額]	単位:円
収 入	62,700,000
支 出	62,694,080
市への戻入額	5,920

管理経費は、しらこぼと運動公園内の体育施設「競技場」、「第2競技場」、「野球場」及び「庭球場」を含む。

### その他特記事項

28 越谷市立しらこぼと運動公園ソフトボール場

総合評価	<p>しらこぼと運動公園ソフトボール場の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。</p> <p>現場に管理員を常駐させ、直接利用者の声を聞き、利用しやすいようなグラウンドコンディションを整え、市民サービスに努めています。また施設周辺の公園環境にも気配りしています。</p>
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設 の 名 称	29 緑の森公園越谷市弓道場
施設の所在地	越谷市越ヶ谷2579番地
設 置 の 目 的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指 定 管 理 者	名 称 財団法人 越谷市施設管理公社 所在地 越谷市増林二丁目33番地 代表者 理事長 武藤 繁雄
指 定 期 間	平成18年4月1日から平成23年3月31日まで
所 管 課 名	生涯学習部体育課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) スポーツ・レクリエーション活動への施設等の提供に関する業務
- (2) スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する業務
- (3) 屋外体育施設の使用の許可に関する業務
- (4) 屋外体育施設の施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、屋外体育施設設置の目的を達成するために必要な業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

	平成18年度	平成17年度	比 較
開場日数(日)	308	308	0
利用件数(件)	2,179	2,064	+115
利用者数(人)	13,442	12,851	+591
使用料等(円)	982,400	883,320	+99,080

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収 入	5,930,000	
支 出	5,929,998	
市への戻入額	2	

### その他特記事項

2.9 緑の森公園越谷市弓道場

総合評価	<p>緑の森公園越谷市弓道場の管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。</p> <p>本施設は一般的な体育施設と比べ、専門的であり、利用に当たって多少制限があるが、越谷市弓道連盟の協力をいただきながら、教室等を開催し弓道の普及に努めています。</p>
管理運営は適正である	【評価点の平均 2.0】

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 (評価点：3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である)	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
利用の促進、利用者増加のための方策を行い、利用者は増加しているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2

## 平成18年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表

下記施設の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの管理運営に関する評価です。

施設の名称	30 越谷市民プール
施設の所在地	越谷市増林三丁目2番地2
設置の目的	市民のスポーツ振興を図るとともに、市民の健康増進と体力向上に資することを目的に設置。
指定管理者	名称 社会福祉法人 越谷市社会福祉協議会 所在地 越谷市越ヶ谷四丁目1番1号 代表者 理事長 植竹 勇
指定期間	平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
所管課名	生涯学習部体育課

### 指定管理者が行う主な業務の内容

- (1) 市民プールの施設及び設備の提供に関する業務
- (2) 水泳等の指導に関する業務
- (3) 市民プールの使用の許可に関する業務
- (4) 市民プールの施設等の維持管理に関する業務
- (5) その他、教育委員会が別に定める業務
- (6) その他、市民プール設置の目的を達成するために必要な業務

### 施設の利用状況(使用料等の収入実績を含む)

#### 温水プール

	平成18年度	平成17年度	比較
開館日数(日)	293	290	+3
利用者数(男性)(人)	52,237	49,880	+2,357
利用者数(女性)(人)	54,745	57,911	3,166
総利用者数(人)	106,982	107,791	809
使用料等(円)	31,132,140	32,061,900	929,760

#### トレーニングルーム

	平成18年度	平成17年度	比較
開室日数(日)	307	308	1
利用者数(男性)(人)	29,517	30,134	617
利用者数(女性)(人)	9,736	11,010	1,274
総利用者数(人)	39,253	41,144	1,891
使用料等(円)	13,097,220	13,753,020	655,800

### 管理経費の収支状況

[決算額]		単位:円
収入	50,000,000	
支出	49,718,749	
市への戻入額	281,251	

### その他特記事項



### 30 越谷市民プール

総合評価	越谷市民プールの管理運営は、事業報告、管理の状況及び指定管理者へのヒアリング等により評価したところ、協定書、仕様書及び事業計画に基づき適正に行われています。 利用者の声を積極的に聞き、可能な限り利用しやすい施設の提供をするなど市民サービスの向上を図るとともに、特に利用者の安全確保に努めています。
<b>管理運営は適正である</b>	<b>【評価点の平均 2.0】</b>

総合評価は、評価点の平均が 2.0 以上のものを「管理運営は適正である」とする。

評価項目 ( 評価点 : 3 優れている 2 適正である 1 改善が必要である )	評価点
<b>利用対象者の平等利用が確保されているかに関する項目</b>	
施設利用について広報・チラシ・ホームページ等により広く市民に周知しているか	2
利用者に対する窓口等での接遇、案内等は適切に行われているか	2
施設の利用時間を厳守させているか	2
<b>施設の効用を最大限に発揮させているかに関する項目</b>	
利用者のニーズ、苦情などの把握に努めるとともに、迅速な対応を実施しているか	2
アンケート等により得た利用者からの意見を活用し、実現可能な方策を考え、実施しているか	2
既存事業の改善、工夫または新規の魅力的な事業を実施しているか	2
施設の清掃・点検を実施し、利用しやすい施設環境整備を行っているか	2
<b>管理経費の縮減が図られているかに関する項目</b>	
収支計画と収支結果の比較は妥当か	2
利用者に影響しない範囲で、経費縮減に努力しているか	2
業務が円滑に進むよう、全体のバランスを考慮して人員を配置しているか	2
<b>管理を安定して行う能力を有しているかに関する項目</b>	
指定管理者の経営基盤は安定しているか	2
職員の管理、監督体制は整備されているか	2
職員の人材育成の方策(研修体制)は整備され、必要な研修を行っているか	2
リスクへの対応方策(防止策、対応マニュアル、責任体制など)は整備され、適切に必要な訓練をしているか	2
リスクへの対応能力(資金力、損害賠償能力など)を備えているか(必要な保険に加入しているか)	2
<b>その他の項目</b>	
情報公開についての仕組み、方針は確立しているか	2
越谷市個人情報保護条例の内容を職員に周知し遵守させているか	2
越谷市教育委員会との連携確保は十分に図られているか	2